

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和7年 4 月 7 日

堺市議会議長 田淵 和夫 様

議員氏名

藤井 載子

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和6年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他		
収 入 合 計	3,240,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	87,872	87,872	
研 修 費			
要 請・陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	9,702	9,702	
広 報・広 聴 費	879,334	879,334	
人 件 費	828,257	828,257	
事 務・事 務 所 費	1,240,984	1,240,984	
支 出 合 計	3,046,149	3,046,149	

様式第14号（第7条関係）

令和6年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 時事通信社 I jump と契約・視察 ガソリン代	4/1～3/31	政務活動の情報収集
【資料購入費】 書籍の購入	4/1～3/31	市政研究の為書籍を購入しました。
【広報・広聴費】 市政報告書の印刷と 配布	4/1～3/31	市政報告書に記載された内容に合致する堺市内の各地・各駅で配布・ポスティングの為、レポートの作成・印刷を行いました。
【人件費】 事務員の雇用	4/1～3/31	市政に関する調査研究及び市政相談を行う為、事務員を雇用しました。
【事務・事務所費】 事務所費用	4/1～3/31	市政に関する調査研究及び市政相談を行う為の事務所費用（家賃・電話・インターネット・光熱費・自動車リース代・文房具費等）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
06.04.01	4-1		481	-481	電池代金	⑨	
06.04.05	4-2		36,453	-36,934	3月 自動車のリース代金	⑨	
06.04.08	4-3		183,304	-220,238	市政レポート（東区全戸配布）代金	⑦	
06.04.09	4-4		264	-220,502	スティックのり代金	⑨	
06.04.09	4-5		665	-221,167	電池代金	⑨	
06.04.10		810,000		588,833	政務活動費4月～6月分受入れ		
06.04.11	4-6		35,420	553,413	4月分事務所賃借料	⑨	
06.04.16	4-7		980	552,433	ラベルシール代金	⑨	
06.04.18	4-8		16,811	535,622	市政レポート（郵便）代金	⑦	
06.04.18	4-9		2,099	533,523	4月分電気代金	⑨	
06.04.25	4-10		264	533,259	ペーパータオル、2リングファイル代金	⑨	
06.04.26	4-11		35,420	497,839	5月分事務所賃借料	⑨	
06.04.27	4-12		16,000	481,839	市政レポート（デザイン）代金	⑦	
06.04.30	4-13		5,575	476,264	3月分インターネット、電話代金	⑨	
06.04.30	4-14		68,244	408,020	4月分人件費	⑧	
月計		810,000	401,980				
累計		810,000	401,980	408,020			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
06.05.07	5-1		36,453	371,567	4月 自動車のリース代金	⑨	
06.05.16	5-2		3,156	368,411	ガソリン代金	①	
06.05.22	5-3		1,926	366,485	5月分電気代金	⑨	
06.05.27	5-4		1,795	364,690	3～4月分水道料金	⑨	
06.05.27	5-5		9,916	354,774	インク代金	⑨	
06.05.27	5-6		3,992	350,782	コピー用紙代金	⑨	
06.05.27	5-7		63,624	287,158	市政レポート（印刷）代金	⑦	
06.05.27	5-8		1,976	285,182	市政レポート（印刷）代金	⑦	
06.05.27	5-9		5,612	279,570	4月分インターネット、電話代金	⑨	
06.05.31	5-10		55,448	224,122	5月分人件費	⑧	
月計		0	183,898				
累計		810,000	585,878	224,122			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
06.06.05	6-1		36,453	187,669	5月 自動車のリース代金	⑨	
06.06.10	6-2		16,500	171,169	JAMP購読料7～9月分	①	
06.06.17	6-3		35,420	135,749	6月分事務所賃借料	⑨	
06.06.20	6-4		1,757	133,992	6月分電気代金	⑨	
06.06.27	6-5		5,689	128,303	6月分インターネット、電話代金	⑨	
06.06.28	6-6		59,713	68,590	6月分人件費	⑧	
月計		0	155,532				
累計		810,000	741,410	68,590			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
06.07.03	7-1		2,990	65,600	ガソリン代金	①	
06.07.05	7-2		36,453	29,147	6月 自動車のリース代金	⑨	
06.07.10	7-3		11,994	17,153	源泉徴収税（1～6月分）	⑧	
06.07.10		810,000		827,153	政務活動費7月～9月分受入れ		
06.07.11	7-4		35,420	791,733	7月分事務所賃借料	⑨	
06.07.11	7-5		186,635	605,098	市政レポート（東区全戸配布）代金	⑦	
06.07.11	7-6		176	604,922	ゼムクリップ、ゴムバンド代金	⑨	
06.07.19	7-7		2,176	602,746	7月分電気代金	⑨	
06.07.26	7-8		1,176	601,570	5～6月分水道料金	⑨	
06.07.29	7-9		6,147	595,423	6月分インターネット、電話代金	⑨	
06.07.29	7-10		2,090	593,333	書籍代金	⑥	
06.07.30	7-11		35,420	557,913	8月分事務所賃借料	⑨	
06.07.31	7-12		72,509	485,404	7月分人件費	⑧	
月計		810,000	393,186				
累計		1,620,000	1,134,596	485,404			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
06.08.05	8-1		36,453	448,961	7月分自動車のリース代金	⑨	
06.08.15	8-2		3,320	445,631	ガソリン代金	①	
06.08.23	8-3		3,255	442,376	8月分電気代金	⑨	
06.08.27	8-4		5,682	436,694	7月分インターネット、電話代金	⑨	
06.08.28	8-5		107	436,587	はり（ホッチキスの芯）代金	⑨	
06.08.29	8-6		35,420	401,167	9月分事務所賃借料	⑨	
06.08.30	8-7		63,979	337,188	8月分人件費	⑧	
月計		0	148,216				
累計		1,620,000	1,282,812	337,188			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
06.09.05	9-1		36,453	300,735	8月分自動車のリース代金	⑨	
06.09.10	9-2		16,500	284,235	JAMP購読料10～12月分	①	
06.09.20	9-3		2,608	281,627	9月分電気代金	⑨	
06.09.20	9-4		481	281,146	トイレトペーパー代金	⑨	
06.09.26	9-5		1,144	280,002	7～8月分水道料金	⑨	
06.09.27	9-6		5,563	274,439	8月分インターネット、電話代金	⑨	
06.09.27	9-7		35,420	239,019	10月分事務所賃借料	⑨	
06.09.30	9-8		63,979	175,040	9月分人件費	⑧	
月計		0	162,148				
累計		1,620,000	1,444,960	175,040			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内 容	項 目	そ の 他
06.10.07	10-1		36,453	138,587	9月分自動車のリース代金	⑨	
06.10.10		810,000		948,587			
06.10.12	10-2		16,000	932,587	市政レポート（デザイン）代金	⑦	
06.10.15	10-3		3,240	929,347	ガソリン代金	①	
06.10.21	10-4		2,305	927,042	10月分電気代金	⑨	
06.10.25	10-5		3,013	924,029	ガソリン代金	①	
06.10.28	10-6		5,563	918,466	9月分インターネット、電話代金	⑨	
06.10.30	10-7		35,420	883,046	11月分事務所賃借料	⑨	
06.10.30	10-8		261	882,785	ゴミ袋代金	⑨	
06.10.31	10-9		75,804	806,981	10月分人件費	⑧	
月計		810,000	178,059				
累計		2,430,000	1,623,019	806,981			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
06.11.05	11-1		36,453	770,528	10月分自動車のリース代金	⑨	
06.11.06	11-2		23,340	747,188	市政レポート(郵便)代金	⑦	
06.11.21	11-3		1,740	745,448	11月分電気代金	⑨	
06.11.26	11-4		1,176	744,272	9~10月分水道料金	⑨	
06.11.27	11-5		5,640	738,632	10月分インターネット、電話代金	⑨	
06.11.27	11-6		3,040	735,592	ラベルシール代金	⑨	
06.11.27	11-7		11,760	723,832	封筒代金	⑨	
06.11.27	11-8		2,216	721,616	市政レポート(印刷)代金	⑦	
06.11.27	11-9		71,008	650,608	市政レポート(印刷)代金	⑦	
06.11.29	11-10		35,420	615,188	12月分事務所賃借料	⑨	
06.11.29	11-11		71,346	543,842	11月分人件費	⑧	
月計		0	263,139				
累計		2,430,000	1,886,158	543,842			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
06.12.05	12-1		36,453	507,389	11月分自動車のリース代金	⑨	
06.12.10	12-2		16,500	490,889	JAMP購読料1～3月分	①	
06.12.17	12-3		3,076	487,813	ガソリン代金	①	
06.12.19	12-4		2,110	485,703	12月分電気代金	⑨	
06.12.27	12-5		5,626	480,077	11月分インターネット、電話代金	⑨	
06.12.27	12-6		4,432	475,645	インク代金	⑨	
06.12.27	12-7		5,742	469,903	書籍代金	⑥	
06.12.27	12-8		1,870	468,033	書籍代金	⑥	
06.12.27	12-9		71,346	396,687	12月分人件費	⑧	
月計		0	147,155				
累計		2,430,000	2,033,313	396,687			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
07.1.06	1-1		36,453	360,234	12月分自動車のリース代金	⑨	
07.1.10	1-2		23,220	337,014	市政レポート（郵便）代金	⑦	
07.1.10	1-3		182,872	154,142	市政レポート（東区全戸配布）代金	⑦	
07.1.10		810,000		964,142			
07.1.10	1-4		35,420	928,722	1月分事務所賃借料	⑨	
07.1.12	1-5		16,000	912,722	市政レポート（デザイン）代金	⑦	
07.1.15	1-6		13,234	899,488	源泉徴収税（7～12月分）	⑧	
07.1.24	1-7		2,499	896,989	1月分電気代金	⑨	
07.1.27	1-8		1,176	895,813	11～12月分水道料金	⑨	
07.1.27	1-9		5,672	890,141	12月分インターネット、電話代金	⑨	
07.1.27	1-10		51,520	838,621	自動車保険代金	⑨	
07.1.31	1-11		35,420	803,201	2月分事務所賃借料	⑨	
07.1.31	1-12		66,887	736,314	1月分人件費	⑧	
月計		810,000	470,373				
累計		3,240,000	2,503,686	736,314			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
07.2.05	2-1		36,453	699,861	1月分自動車のリース代金	⑨	
07.2.10	2-2		481	699,380	電池代金	⑨	
07.2.21	2-3		2,546	696,834	2月分電気代金	⑨	
07.2.23	2-4		3,077	693,757	ガソリン代金	①	
07.2.27	2-5		5,605	688,152	1月分インターネット、電話代金	⑨	
07.2.27	2-6		35,420	652,732	3月分事務所賃借料	⑨	
07.2.27	2-7		169,000	483,732	パソコン代金	⑨	
07.2.27	2-8		73,432	410,300	市政レポート（印刷）代金	⑦	
07.2.27	2-9		2,896	407,404	市政レポート（印刷）代金	⑦	
07.2.27	2-10		1,436	405,968	マウス代金	⑨	
07.2.27	2-11		7,184	398,784	USBメモリー代金	⑨	
07.2.27	2-12		8,645	390,139	パソコン用メモリ代金	⑨	
07.2.28	2-13		62,428	327,711	2月分人件費	⑧	
月計		0	408,603				
累計		3,240,000	2,912,289	327,711			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
07.3.05	3-1		36,453	291,258	2月分自動車のリース代金	⑨	
07.3.10	3-2		16,600	274,758	JAMP購読料4～6月分	①	
07.3.24	3-3		2,428	272,330	3月分電気代金	⑨	
07.3.26	3-4		1,176	271,154	1～2月分水道料金	⑨	
07.3.27	3-5		5,967	265,197	2月分インターネット、電話代金	⑨	
07.3.31	3-6		71,346	193,851	3月分人件費	⑧	
月計		0	133,860				
累計		3,240,000	3,046,149	193,851			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2024 年 4 月 1 日 ~ 2025 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他 (派遣等)		
勤務時間数	20 時間 / 週 (1 日 5 時間 × 4 日 / 週)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1, 1 0 0 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ () 活動		
按分	80 %	☐ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 16 時間</u> (週勤務時間数) 20 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]		生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]		[REDACTED] 生
現 住 所	堺市 [REDACTED]	TEL	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで		
就業場所	堺市東区西野 401-2-210		
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務 政党活動事務		
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 1 時 30 分から 午前・午後 6 時 30 分まで ()		
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇、月曜日から金曜日の間で1日		
給与(賃金)	時給 1, 100 円		
給与支払	月末締、月末払い		
給与振込先	手渡し		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
雇用者		令和6年4月1日 藤井 載子 [REDACTED]	
被雇用者		[REDACTED]	

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2024 年 10 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	20 時間 / 週 （1日 5 時間× 4 日 / 週）		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1, 1 5 0 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	80 %	☐ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間） 16 時間</u> <u>（週勤務時間数） 20 時間</u> ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]		生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]		[REDACTED]
現 住 所	堺市 [REDACTED]	TEL	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで		
就業場所	堺市東区西野 401-2-210		
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務 政党活動事務		
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 1 時 30 分から 午前・午後 6 時 30 分まで ()		
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇、月曜日から金曜日の間で1日		
給与(賃金)	時給 1, 150円		
給与支払	月末締、月末払い		
給与振込先	手渡し		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
2024年10月 / 日			
雇用者		藤井 載子 [REDACTED]	
被雇用者		[REDACTED]	

出 勤 簿 (2024 年 4 月)

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
2 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
3 日	水	:	:	:	:	
4 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
5 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
6 日	土	:	:	:	:	
7 日	日	:	:	:	:	
8 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
9 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
10 日	水	:	:	:	:	
11 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
12 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
13 日	土	:	:	:	:	
14 日	日	:	:	:	:	
15 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
16 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
17 日	水	:	:	:	:	
18 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
19 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
20 日	土	:	:	:	:	
21 日	日	:	:	:	:	
22 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
23 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
24 日	水	:	:	:	:	
25 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
26 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
27 日	土	:	:	:	:	
28 日	日	:	:	:	:	
29 日	月	:	:	:	:	祝日
30 日	火	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合 計				80 : 00	:	
出勤日数				16 日		

確認印



出 勤 簿 (2024 年 5 月)

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1 日	水	:	:	:	:	
2 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
3 日	金	:	:	:	:	祝日
4 日	土	:	:	:	:	
5 日	日	:	:	:	:	
6 日	月	:	:	:	:	祝日
7 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
8 日	水	:	:	:	:	
9 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
10 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
11 日	土	:	:	:	:	
12 日	日	:	:	:	:	
13 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
14 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
15 日	水	:	:	:	:	
16 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
17 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
18 日	土	:	:	:	:	
19 日	日	:	:	:	:	
20 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
21 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
22 日	水	:	:	:	:	
23 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
24 日	金	:	:	:	:	休み
25 日	土	:	:	:	:	
26 日	日	:	:	:	:	
27 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
28 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
29 日	水	:	:	:	:	休み
30 日	木	:	:	:	:	休み
31 日	金	:	:	:	:	休み
合 計				65 : 00	:	
出勤日数				13 日		

確認印



出 勤 簿 (2024 年 6 月)

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1 日	土	:	:	:	:	
2 日	日	:	:	:	:	
3 日	月	:	:	:	:	休み
4 日	火	:	:	:	:	休み
5 日	水	:	:	:	:	
6 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
7 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
8 日	土	:	:	:	:	
9 日	日	:	:	:	:	
10 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
11 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
12 日	水	:	:	:	:	
13 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
14 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
15 日	土	:	:	:	:	
16 日	日	:	:	:	:	
17 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
18 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
19 日	水	:	:	:	:	
20 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
21 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
22 日	土	:	:	:	:	
23 日	日	:	:	:	:	
24 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
25 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
26 日	水	:	:	:	:	
27 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
28 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
29 日	土	:	:	:	:	
30 日	日	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合 計				70 : 00	:	
出勤日数				14 日		

確認印



出 勤 簿 (2024 年 7 月)

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
2 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
3 日	水	:	:	:	:	
4 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
5 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
6 日	土	:	:	:	:	
7 日	日	:	:	:	:	
8 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
9 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
10 日	水	:	:	:	:	
11 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
12 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
13 日	土	:	:	:	:	
14 日	日	:	:	:	:	
15 日	月	:	:	:	:	祝日
16 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
17 日	水	:	:	:	:	
18 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
19 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
20 日	土	:	:	:	:	
21 日	日	:	:	:	:	
22 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
23 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
24 日	水	:	:	:	:	
25 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
26 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
27 日	土	:	:	:	:	
28 日	日	:	:	:	:	
29 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
30 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
31 日	水	:	:	:	:	
合 計				85 : 00	:	
出勤日数				17 日		

確認印



出 勤 簿 (2024 年 8 月)

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	木	13:30	18:30	5:00	:	
2日	金	13:30	18:30	5:00	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	13:30	18:30	5:00	:	
6日	火	13:30	18:30	5:00	:	
7日	水	:	:	:	:	
8日	木	13:30	18:30	5:00	:	
9日	金	13:30	18:30	5:00	:	
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	:	:	:	:	祝日
13日	火	13:30	18:30	5:00	:	
14日	水	:	:	:	:	
15日	木	:	:	:	:	休み
16日	金	:	:	:	:	休み
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	13:30	18:30	5:00	:	
20日	火	13:30	18:30	5:00	:	
21日	水	:	:	:	:	
22日	木	13:30	18:30	5:00	:	
23日	金	13:30	18:30	5:00	:	
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	13:30	18:30	5:00	:	
27日	火	13:30	18:30	5:00	:	
28日	水	:	:	:	:	
29日	木	13:30	18:30	5:00	:	
30日	金	13:30	18:30	5:00	:	
31日	土	:	:	:	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15日		

確認印



出 勤 簿 (2024 年 9 月)

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	13:30	18:30	5:00	:	
3日	火	13:30	18:30	5:00	:	
4日	水	:	:	:	:	
5日	木	13:30	18:30	5:00	:	
6日	金	13:30	18:30	5:00	:	
7日	土	:	:	:	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	13:30	18:30	5:00	:	
10日	火	13:30	18:30	5:00	:	
11日	水	:	:	:	:	
12日	木	13:30	18:30	5:00	:	
13日	金	13:30	18:30	5:00	:	
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	:	:	:	:	祝日
17日	火	13:30	18:30	5:00	:	
18日	水	:	:	:	:	
19日	木	13:30	18:30	5:00	:	
20日	金	13:30	18:30	5:00	:	
21日	土	:	:	:	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	:	:	:	:	祝日
24日	火	13:30	18:30	5:00	:	
25日	水	:	:	:	:	
26日	木	13:30	18:30	5:00	:	
27日	金	13:30	18:30	5:00	:	
28日	土	:	:	:	:	
29日	日	:	:	:	:	
30日	月	13:30	18:30	5:00	:	
合 計				75:00	:	
出勤日数				15日		

確認印



出 勤 簿 (2024 年 10 月)

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火	13:30	18:30	5:00	:	
2日	水	:	:	:	:	
3日	木	13:30	18:30	5:00	:	
4日	金	13:30	18:30	5:00	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	13:30	18:30	5:00	:	
8日	火	13:30	18:30	5:00	:	
9日	水	:	:	:	:	
10日	木	13:30	18:30	5:00	:	
11日	金	13:30	18:30	5:00	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	:	:	:	:	祝日
15日	火	13:30	18:30	5:00	:	
16日	水	:	:	:	:	
17日	木	13:30	18:30	5:00	:	
18日	金	13:30	18:30	5:00	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	13:30	18:30	5:00	:	
22日	火	13:30	18:30	5:00	:	
23日	水	:	:	:	:	
24日	木	13:30	18:30	5:00	:	
25日	金	13:30	18:30	5:00	:	
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	13:30	18:30	5:00	:	
29日	火	13:30	18:30	5:00	:	
30日	水	:	:	:	:	
31日	木	13:30	18:30	5:00	:	
合 計				85:00	:	
出勤日数				17日		

確認印



出 勤 簿 (2024 年 11 月)

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
2 日	土	:	:	:	:	
3 日	日	:	:	:	:	
4 日	月	:	:	:	:	祝日
5 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
6 日	水	:	:	:	:	
7 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
8 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
9 日	土	:	:	:	:	
10 日	日	:	:	:	:	
11 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
12 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
13 日	水	:	:	:	:	
14 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
15 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
16 日	土	:	:	:	:	
17 日	日	:	:	:	:	
18 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
19 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
20 日	水	:	:	:	:	
21 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
22 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
23 日	土	:	:	:	:	
24 日	日	:	:	:	:	
25 日	月	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
26 日	火	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
27 日	水	:	:	:	:	
28 日	木	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
29 日	金	13 : 30	18 : 30	5 : 00	:	
30 日	土	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合 計				80 : 00	:	
出勤日数				16 日		

確認印



出 勤 簿 (2024 年 12 月)

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	日	：	：	：	：	
2日	月	13：30	18：30	5：00	：	
3日	火	13：30	18：30	5：00	：	
4日	水	：	：	：	：	
5日	木	13：30	18：30	5：00	：	
6日	金	13：30	18：30	5：00	：	
7日	土	：	：	：	：	
8日	日	：	：	：	：	
9日	月	13：30	18：30	5：00	：	
10日	火	13：30	18：30	5：00	：	
11日	水	：	：	：	：	
12日	木	13：30	18：30	5：00	：	
13日	金	13：30	18：30	5：00	：	
14日	土	：	：	：	：	
15日	日	：	：	：	：	
16日	月	13：30	18：30	5：00	：	
17日	火	13：30	18：30	5：00	：	
18日	水	：	：	：	：	
19日	木	13：30	18：30	5：00	：	
20日	金	13：30	18：30	5：00	：	
21日	土	：	：	：	：	
22日	日	：	：	：	：	
23日	月	13：30	18：30	5：00	：	
24日	火	13：30	18：30	5：00	：	
25日	水	：	：	：	：	
26日	木	13：30	18：30	5：00	：	
27日	金	13：30	18：30	5：00	：	
28日	土	：	：	：	：	
29日	日	：	：	：	：	
30日	月	：	：	：	：	
31日	火	：	：	：	：	
合 計				80：00	：	
出勤日数				16 日		

確認印



出 勤 簿 (2025 年 1 月)

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	水	：	：	：	：	
2日	木	：	：	：	：	
3日	金	：	：	：	：	
4日	土	：	：	：	：	
5日	日	：	：	：	：	
6日	月	13：30	18：30	5：00	：	
7日	火	13：30	18：30	5：00	：	
8日	水	：	：	：	：	
9日	木	13：30	18：30	5：00	：	
10日	金	13：30	18：30	5：00	：	
11日	土	：	：	：	：	
12日	日	：	：	：	：	
13日	月	：	：	：	：	祝日
14日	火	13：30	18：30	5：00	：	
15日	水	：	：	：	：	
16日	木	13：30	18：30	5：00	：	
17日	金	13：30	18：30	5：00	：	
18日	土	：	：	：	：	
19日	日	：	：	：	：	
20日	月	13：30	18：30	5：00	：	
21日	火	13：30	18：30	5：00	：	
22日	水	：	：	：	：	
23日	木	13：30	18：30	5：00	：	
24日	金	13：30	18：30	5：00	：	
25日	土	：	：	：	：	
26日	日	：	：	：	：	
27日	月	13：30	18：30	5：00	：	
28日	火	13：30	18：30	5：00	：	
29日	水	：	：	：	：	
30日	木	13：30	18：30	5：00	：	
31日	金	13：30	18：30	5：00	：	
合 計				75：00	：	
出勤日数				15 日		

確認印



出 勤 簿 (2025 年 2 月)

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	土	：	：	：	：	
2日	日	：	：	：	：	
3日	月	13：30	18：30	5：00	：	
4日	火	13：30	18：30	5：00	：	
5日	水	：	：	：	：	
6日	木	13：30	18：30	5：00	：	
7日	金	13：30	18：30	5：00	：	
8日	土	：	：	：	：	
9日	日	：	：	：	：	
10日	月	13：30	18：30	5：00	：	
11日	火	：	：	：	：	祝日
12日	水	：	：	：	：	
13日	木	13：30	18：30	5：00	：	
14日	金	13：30	18：30	5：00	：	
15日	土	：	：	：	：	
16日	日	：	：	：	：	
17日	月	13：30	18：30	5：00	：	
18日	火	13：30	18：30	5：00	：	
19日	水	：	：	：	：	
20日	木	13：30	18：30	5：00	：	
21日	金	13：30	18：30	5：00	：	
22日	土	：	：	：	：	
23日	日	：	：	：	：	
24日	月	：	：	：	：	祝日
25日	火	13：30	18：30	5：00	：	
26日	水	：	：	：	：	
27日	木	13：30	18：30	5：00	：	
28日	金	13：30	18：30	5：00	：	
合 計				70：00	：	
出勤日数				14 日		

確認印



出 勤 簿 (2025 年 3 月)

氏名：

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	13:30	18:30	5:00	:	
4日	火	13:30	18:30	5:00	:	
5日	水	:	:	:	:	
6日	木	13:30	18:30	5:00	:	
7日	金	13:30	18:30	5:00	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	13:30	18:30	5:00	:	
11日	火	13:30	18:30	5:00	:	
12日	水	:	:	:	:	
13日	木	13:30	18:30	5:00	:	
14日	金	13:30	18:30	5:00	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	13:30	18:30	5:00	:	
18日	火	13:30	18:30	5:00	:	
19日	水	:	:	:	:	
20日	木	:	:	:	:	祝日
21日	金	13:30	18:30	5:00	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	13:30	18:30	5:00	:	
25日	火	13:30	18:30	5:00	:	
26日	水	:	:	:	:	
27日	木	13:30	18:30	5:00	:	
28日	金	13:30	18:30	5:00	:	
29日	土	:	:	:	:	
30日	日					
31日	月	13:30	18:30	5:00	:	
合 計				80:00	:	
出勤日数				16日		

確認印



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

管理責任者 (議員名)	藤井 載子			
事務所名	藤井 とし子事務所			
所在地	〒 599-8125 堺市東区西野 401 番地 2 SOLO やぶ内 210 TEL 072 (289) 6112			
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所		☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)	
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用		
		☒ 後援会事務所		
		☒ 政党活動事務所		
		☐ 会社等 (関係団体)		
延べ面積	18.96 m ²	賃借料	月額 44,000 円 (政務活動費充当額 35,200 円)	
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 15.16 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間		
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・80 % ☒ 水道代・・・80 % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・80 % ☒ その他 (インターネット使用料・事務所使用備品等)・・・80 %		
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当 円)	
		【所在地】		
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。			
備 考				

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物貸借契約書（事業用）

賃貸人 を甲とし、賃借人 藤井 載子 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 貸借の目的物

所 在 地	大阪府堺市東区西野401番地2、401番地1		
住居表示	大阪府堺市東区西野401番地2		
家屋番号	401番2の2	建物種類	店舗・共同住宅
建物名称	SOLOやぶ内	住戸番号	2F 210号室
構 造	鉄骨造 スレート葺 2階建（目的物の所在階数 2 階）		
	（ ● 共同建 □一戸建 □長屋建 □その他 ）。		
床面積	約18.96 m ²		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	ミニキッチン、電気コンロ、ミニ冷蔵庫、シャワー、UB、洗面台、室内洗濯置場、電気温水器		
付属施設	駐車場		
付記事項			

※記入例→ 施行仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、
冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等

付属設備……… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、
営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等

付屬施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始 期 および 引渡し日	
西暦2019年 9月 24日 より	2 年間
終 期 西暦2021年 9月 23日 まで	

(3) 賃料、共益費

	金 額	支払い方法	振込による場合
賃 料	月額 40,000円	■賃料、消費税、浄化槽 使用料を振込による方法 により、毎月末日迄に着 金になるように、翌月分を 先払いする。 ■振込に掛かる費用は、 乙の負担とする。	金融機関名 池田泉州銀行 北野田支店
消 費 税	2019年9月30日迄 月額 3,200円		預 金 ☒ 普通 ☐ 当座
消 費 税	2019年10月1日～ 月額 4,000円		口座番号 [REDACTED]
光 熱 費	実費		宛先名義人 [REDACTED]
			フリガナ [REDACTED]

(4) 敷金・礼金

敷 金	円	礼 金 (税込)	金 [REDACTED] 円
-----	---	----------	----------------

(5) 賃貸人及び管理人

賃 貸 人 (社名・代表者)	住所 〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED] 氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]
管 理 人 (社名・代表者)	住所 〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED] 氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

(6) 入居者

賃借人	氏 名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合 地位(代表者、所長、管理 責任者、社員 等)
(本人)	藤井 載子	議員事務所	本人
家族又は従業者・ 社員など本物件建物 内入居者 (多人数の場合はそ の他従業員〇〇名)等 記入			
()人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住 所	大阪府堺市 [REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]	年齢	[REDACTED]
	職 業	[REDACTED]	借主との関係	[REDACTED]

II. 契約条項

(目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
2. 乙は、本物件を 事務所
として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
3. 乙は、前項2の事業内容を変更する場合は、甲に対して事前に書面に依る通知を行い、甲からの書面に依る承諾を必要とする。

(賃貸借期間および引渡し日)

- 第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
2. 更新を行う際、甲・乙双方のどちらか一方が本契約記載内容事項に変更事由がある時は、甲は、契約期間満了の6ヶ月以上前までに、乙は、契約期間満了の3ヶ月以上前までに書面で異議・申出等を行うものとする。
3. 前項、更新の際、甲及び乙双方より申出等がない場合は、2年間同一条件で更新するものとする。

(賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、翌月分の賃料に消費税を加算し、毎月末日までに着金になるように甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
4. 前項、賃料の支払債務を遅延した場合は、年（365日あたり）14.5%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。
5. 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。但し、退去月については、月の途中で退去した場合でも、日割清算は行わないものとする。
6. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(敷金・礼金)

- 第4条 乙は、敷金として標記金額を甲に預託する。
2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した敷金を無利息で乙へ返還するものとする。
ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記敷金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。
3. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と敷金とを相殺することはできない。
4. 乙は、この敷金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または敷金を他の債務の担保に供してはならない。
5. 乙に賃料の不払い、その他本契約に関して発生する債務の支払いを遅延した時は、甲は催告をして敷金をこれらの債務の弁済に充当することができる。甲は、この場合、弁済充当日、弁済充当額及び費用を乙に通知するものとする。乙は、甲より充当の通知を受けた時は、通知を受けた日から10日以内に甲に対して敷金の不足額を追加して預託しなければならない。

6. 乙は、礼金として標記金額を甲に差し入れるものとする。本契約の礼金は、本契約締結に際し、一時金として借主が負担する金員であり返還されません。また、契約期間の長短に拘らず返還されません。

(本物件内の造作等)

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

(1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。

(2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。

(3)本物件の外壁（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。

2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。

3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。

4. 電球、蛍光灯、LED、ヒューズ、パッキン等の取換えは乙の負担とする。

5. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

6. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5) 1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき。
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2) 第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 標記の使用目的以外に使用してはならない。
- (2) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (3) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (4) 本物件の全部または、一部に第三者の物品等を保管すること。
- (5) 建物及び工作物の新築・改築・増築を行うこと。
- (6) 有害物質の使用を行うこと。
- (7) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品を製造及び保管すること。
- (8) 騒音等の迷惑行為及び危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (9) 反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (10) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めたときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第 3 条の賃料等の支払義務

(2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第 1 条の使用目的遵守義務

(2) 第 11 条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務

(3) 第 12 条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務

(4) 第 13 条（第三者同居の禁止）の遵守義務

(5) その他本契約書に規定する乙の義務

(6) 入居時に乙または連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明した時

(7) 銀行取引の停止

(8) 破産手続きの開始

(9) 民事再生手続きの開始

(10) 会社更生手続きの開始

(11) 清算手続きの開始

(12) 監督官庁から営業停止または営業許可若しくは営業登録の取消処分を受けた時

(13) その他資産、信用状況が悪化しましたまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある時

(契約の終了)

第 16 条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

(1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

(2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 3 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 3 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

2. 甲が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 6 ヶ月前までに乙に書面で予告しなければならない。

ただし、甲から解除を行う場合は、正当事由がある場合に限られる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。

3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

- 第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 連帯保証人は、法廷更新及び合意更新された場合でも、前項同様とする。
 3. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。
 4. 前項の場合、乙は、甲から連帯保証人の変更、または追加要求を受けた時は直ちに必要の手続きをとらなければならない。
 5. 連帯保証人は、甲の承諾がなければ、この保証契約を解除することは出来ない。

(租則)

- 第20条 本物件における電気、ガス、上水、電話、インターネット等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(火災保険)

- 第21条 甲は、引渡しまでに本物件に対して時価相当額の火災保険に加入するものとする。
2. 乙は、乙の備品・設備等を主契約とする借家人賠償責任特約付火災保険に加入するものとするものとし、その証書の写しを甲に提出するものとする。
 3. 前項1及び2に関する保険料及び更新料は、甲及び乙各々が負担するものとする。

(消費税)

- 第22条 乙は、第3条に定める賃料、第4条第6項の礼金および第18条第5項の損害金について、消費税としてそれらの8%相当額を負担するものとする。
2. 乙は、消費税の税改正が行われた場合は、改正後の消費税をそれぞれ加算し甲に支払うものとする。

(協議事項)

- 第23条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

- 第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約条項)

第 25 条 下記条項のとおりとする。

1. 貸主は、本物件を現状有姿で借主に引渡しするものとします。
2. 借主は、本物件内の維持管理及びメンテナンスを行うものとします。また、借主が営む事業等に必要な工事は借主の費用負担で行うものとします。
3. 本契約は、一代限りとし借主の変更及び権利の譲渡はできないものとします。
4. 契約条項第 3 条 2 項、第 4 条 1 項～5 項全文抹消
5. 本契約の賃料発生起算日は、西暦 2019 年 9 月 24 日からとします。
6. 借主は、事業を営むにあたり、消防設備、看板設置・申請・許可等につき大阪府条例及び堺市条例に遵守するものとします。
7. 借主は、事務所内のごみ搬出については、堺市で定められている事業系一般廃棄物の取扱い業者と直接契約を行い、借主の費用負担で処理及び支払い等を行うものとします。
8. 借主は、従業員・使用人・出入り業者・顧客等の管理責任を負うものとし、近隣テナント及び第三者に迷惑を及ぼさないよう配慮するものとします。万一、近隣テナント及び第三者から苦情・損害等が生じた場合は、借主の責任に於いて速やかに対応し解決するものとします。
9. 借主が新設・付加又は変更した諸造作・設備等に賦課される公租公課については、宛名名義の如何を問わず借主が負担するものとし、賦課分離の手続きに関して貸主に協力するものとします。
10. 契約条項第 12 条 4 項に違反してその物品等が明渡しに伴い、貸主より処分された時、借主がその物品所持者にその責任を負うものとします。
11. 本契約を更新する場合でも、更新手数料は掛からないものとします。
12. 明渡しに於いては、契約条項第 18 条に従い、借主の動産類及び屋号等を全て撤去し、貸主へ明渡すものとします。
13. 借主が明渡しに於いて、賃料の滞納、損害の賠償、その他本契約から生じた債務等が存在する時は、明渡し時までそれらを全て清算するものとします。

以上

26 条. 反社会的勢力排除条項

(反社会的勢力の排除)

第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
- (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

（趣旨）

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上

社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙、連帯保証人署名捺印の上、甲、乙各々その一通を保有する。

西暦 2019 年 9 月 24 日

甲（貸貸人）

住 所 堺市 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]

乙（賃借人）

住 所 堺市 [REDACTED]
氏 名 藤井 載子
自 宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

連帯保証人

住 所 堺市 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
自 宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免 許 番 号 大阪府知事（ 1 ）第 60437 号
事務所所在地 大阪府大阪狭山市茱萸木一丁目 11 番地の 3
商 号（名 称） 株式会社アイ・リンクライフ
代表者氏名 代表取締役 浅田 清美
宅地建物取引主任者 登録番号 （大阪）第 103907 号
氏 名 浅田 清美
T E L 072-349-6600

西暦2019年 9月24日

事業用建物賃貸建物《 SOLOやぶ内 》

賃貸人 森内 元博 殿

賃借人 住所

堺市

氏名

藤井 戴子

(Tel

)

鍵預かり書（念書）

このたび、賃貸建物《 SOLOやぶ内 》(2F210号室)を賃借しましたが、「入居使用」にあたり、建物の鍵 3 本（玄関入口鍵：H 113 3 本）を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

B14ADK1000159#

〒
大阪府堺市

藤井 載子 様



〒180-0006

東京都武蔵野市中町2-4-15

第7柏栄ビルディング2F

株式会社ホンダファイナンス

カスタマーセンター

TEL 0120-555-381

ホンダカーリースご契約のしおり

この度は、ホンダファイナンスのリース契約車両をご使用いただきまして、誠にありがとうございます。
お車を安全・快適にご利用いただく為に、この「ホンダカーリースご契約のしおり」を手引きとして、
ご契約車両の車検証と一緒にご保管頂きますようお願い申し上げます。

ご契約内容	
契約日	令和 5年 8月 4日
契約番号	
ご使用者	藤井 載子 様
車 種	N-BOX FF
登録年月日	令和 5年 10月 30日
登録番号	
車台番号	
リース期間	令和 5年 10月 30日から 令和 9年 10月 29日まで 48ヶ月
月間走行距離	1,000 km
超過走行料	5 円/km

〈取扱販売会社〉

寺山ホンダ販売(株)
HondaCars堺西
高石東店

大阪府高石市西取石6-1-15

TEL 0722-64-2351

〈指定サービス工場〉

寺山ホンダ販売(株)
HondaCars堺西
高石東店

大阪府高石市西取石6-1-15

TEL 0722-64-2351

この車両のメンテナンスサービスは上記のサービス工場がすべて扱います。

リース料お支払明細書

この度は、ホンダカーリースをご利用いただき誠にありがとうございます。
お支払明細書をご送付いたしますので、内容をご確認の上、契約終了まで大切に保管下さいませ様
お願い申し上げます
☆尚、本状にお心あたりのない場合やご不明な点がございましたらお手数ですが
表記「お問い合わせ先」迄ご連絡下さい。

〈ご契約内容〉

ご契約番号	ご契約日	令和 5 年 8 月 4 日	ご契約区分	新規リース
ご契約者様	藤井 載子 様			
リース期間	令和 5 年 10 月 30 日 ~ 令和 9 年 10 月 29 日 (48ヶ月)			
お取扱販売店名	寺山ホンダ販売(株) 高石東店			
物件内容	N-BOX FF			

〈お支払内容〉

お支払方法	口座振替	お支払回数	47回	消費税率	10 %
お支払期日	毎月 5 日	お支払総額	2,187,216円	(内消費税)	198,837円
リース料 お引落口座	*個人情報保護の為、お客様のお引落口座につきましては 表示を控えさせていただいております。 ※お支払期日の前日までに指定口座にご入金下さい。				

お支払総額に係る消費税額を適格請求書としてご利用ください。
リース料ご請求書をご利用のお客様は、こちらを適格請求書としてご利用ください。

お支払期日は**毎月 5 日**です。(ただし金融機関休日の場合は翌営業日になります)

月毎のお支払内容は、裏面に記載させて頂いております。同様に左下よりあけてご確認ください。

B03A6K1000114

リース料お支払明細書

回数	年	月	お支払金額	内リース料	内消費税	回数	年	月	お支払金額	内リース料	内消費税
1	5	12	91,134	82,850	8,284	43	9	6	45,567	41,425	4,142
2	6	1	45,567	41,425	4,142	44	9	7	45,567	41,425	4,142
3	6	2	45,567	41,425	4,142	45	9	8	45,567	41,425	4,142
4	6	3	45,567	41,425	4,142	46	9	9	45,567	41,425	4,142
5	6	4	45,567	41,425	4,142	47	9	10	45,567	41,425	4,142
6	6	5	45,567	41,425	4,142						
7	6	6	45,567	41,425	4,142						
8	6	7	45,567	41,425	4,142						
9	6	8	45,567	41,425	4,142						
10	6	9	45,567	41,425	4,142						
11	6	10	45,567	41,425	4,142						
12	6	11	45,567	41,425	4,142						
13	6	12	45,567	41,425	4,142						
14	7	1	45,567	41,425	4,142						
15	7	2	45,567	41,425	4,142						
16	7	3	45,567	41,425	4,142						
17	7	4	45,567	41,425	4,142						
18	7	5	45,567	41,425	4,142						
19	7	6	45,567	41,425	4,142						
20	7	7	45,567	41,425	4,142						
21	7	8	45,567	41,425	4,142						
22	7	9	45,567	41,425	4,142						
23	7	10	45,567	41,425	4,142						
24	7	11	45,567	41,425	4,142						
25	7	12	45,567	41,425	4,142						
26	8	1	45,567	41,425	4,142						
27	8	2	45,567	41,425	4,142						
28	8	3	45,567	41,425	4,142						
29	8	4	45,567	41,425	4,142						
30	8	5	45,567	41,425	4,142						
31	8	6	45,567	41,425	4,142						
32	8	7	45,567	41,425	4,142						
33	8	8	45,567	41,425	4,142						
34	8	9	45,567	41,425	4,142						
35	8	10	45,567	41,425	4,142						
36	8	11	45,567	41,425	4,142						
37	8	12	45,567	41,425	4,142						
38	9	1	45,567	41,425	4,142						
39	9	2	45,567	41,425	4,142						
40	9	3	45,567	41,425	4,142						
41	9	4	45,567	41,425	4,142						
42	9	5	45,567	41,425	4,142						

(※はお支払済み、#は一部お支払済み) ※ご住所などを変更される場合には、親記「お問合せ先」までご連絡をお願い申し上げます。(単位:円)

反対面にもご案内があります。同様に左下よりあけてご確認ください。

様式第13号（第6条関係）

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 藤井載子

購入年月日	品 名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
07.01.12	パソコン	FMVC78 H3LZ	169,000 円	(按分率 %)	5 年	12.01.12	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。